

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証及び減額認定書の更新について ～

■ 新しい保険証に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民課保険医療係までお申し出ください。
- 今回から、うら面に臓器提供に関する意思表示欄があります。

保険証の色は変わりません（黄色です）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成25年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
交付年月日	平成20年 4月 1日
更新年月日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成23年 7月 1日
一歩負担率の割合	1割
被保険者番号及び住所の記載が正しいことを証明する	39011010 公印 (集)

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

該当となる方には、7月中旬に新しい減額認定証を送付しますので、8月1日からはそちらをご使用ください。

※ 有効期間が保険証と異なりますのでご注意ください

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区 分 Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区 分 Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円のかた (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下のかた)
	・高齢福祉年金を受給されているかた

減額認定証の色も変わりません（オレンジ色です）

後期高齢者医療被保険者証・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成23年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	廣田 一郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
交付年月日	平成23年 8月 1日
有効期限	平成24年 7月31日
適用区分	区分Ⅰ
申請人 和寒町役場	公印 印
交付年月日	39011010 公印 (集)

☆ お問い合わせ先 ☆

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

電話 011-290-5601

和寒町役場

住民課保険医療係

電話 0165-32-2422